

福祉サービス利用支援事業及び成年後見制度
利用実態についてのアンケート
調査結果報告書

平成 23 年 3 月

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

はじめに

平成 11 年から福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）が、平成 12 年に成年後見制度が開始され、ともに 10 年が経過しました。

本会をはじめ、県内市町社協で実施している福祉サービス利用支援事業は、平成 22 年 12 月までの利用者数が 456 名（現在の実利用者 247 名）となり、利用件数が増加する半面、利用者の中には判断能力の低下が進行し本事業の契約継続が困難な状況になっている方もおりますが、成年後見制度へのスムーズな移行ができない方も増えております。

成年後見制度も年々申立件数が増加の一途をたどっていますが、十分な普及・啓発が行われていないことに加え、後見開始までに煩雑な手続きが必要で時間がかかる、後見業務を受任できる専門家の数も限りがあるなどの課題があることや、後見人による不正事件などの問題もあります。少子高齢化の進行、地域の助け合い機能の低下、家族機能の崩壊などにより、今後さらに両制度のニーズは高まると思われますが、以上のような状況から検討すべき課題も浮き彫りになってきました。

このような状況の中、本会としましては、今後の福祉サービス利用支援事業のあり方や成年後見制度への移行を見据え、両制度の課題や社協としての支援のあり方について、本調査を基に考える機会とし、この結果を広く情報提供し、今後の県民の権利擁護の充実に役立てていただくために取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力をいただいた県内福祉事業所の皆様方にはこの紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

福祉サービス利用支援事業及び成年後見制度利用実態についてのアンケート調査結果

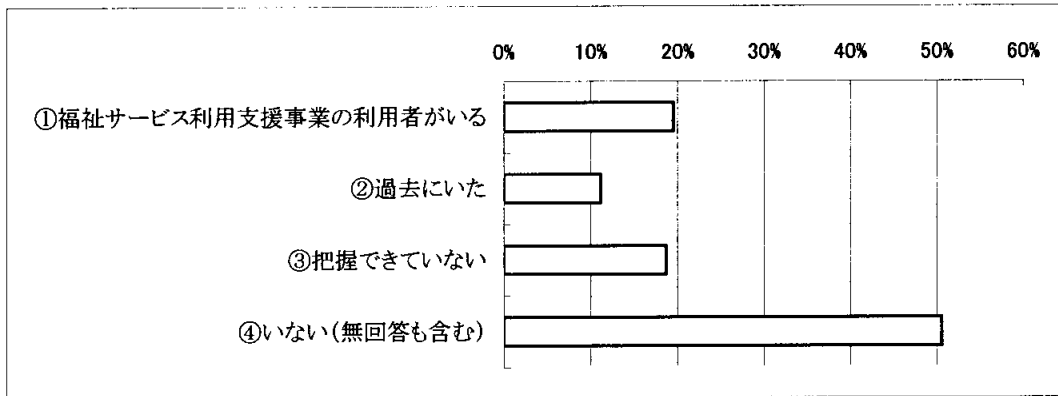
調査対象数

	事業種別	事業種別			高齢、障がい別		
		対象数	回答数	%	対象数	回答数	%
高齢者施設	養護老人ホーム	8	8	100.0%	257	174	67.7%
	特別養護老人ホーム	77	60	77.9%			
	軽費老人ホーム	20	14	70.0%			
	認知症高齢者GH	144	89	61.8%			
	生活支援ハウス	8	3	37.5%			
障がい関係施設	障害者福祉サービス事業所(CHGH)	50	26	52.0%	133	77	57.9%
	地域活動支援センター	37	17	45.9%			
	福祉ホーム(身体)	3	2	66.7%			
	福祉ホーム(知的)	1	0	0.0%			
	身体障害者療護施設	5	4	80.0%			
	身体障害者授産施設	2	2	100.0%			
	身体障害者福祉工場	1	1	100.0%			
	知的障害者更生施設	10	8	80.0%			
	知的障害者授産施設	20	12	60.0%			
	精神障害者福祉ホーム	1	1	100.0%			
	視覚障害者情報提供施設	2	3	150.0%			
	聴覚障害者情報提供施設	1	1	100.0%			
	合計		390	251			

県内390事業所にアンケートを送付し、251事業所から回答。(有効回答率64.4%)

1 福祉サービス利用支援事業利用者について

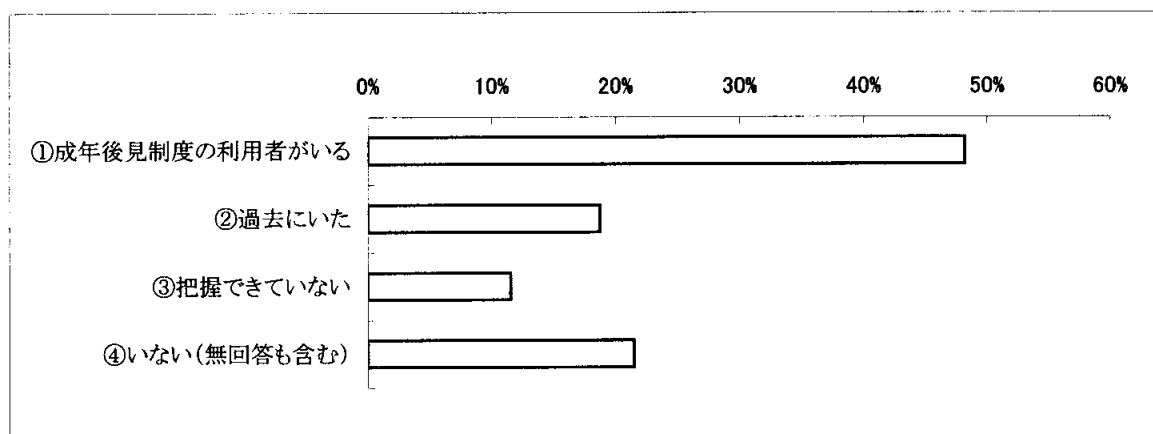
	回答数	%
①福祉サービス利用支援事業の利用者がいる	49	20%
②過去にいた	28	11%
③把握できていない	47	19%
④いない(無回答も含む)	127	51%
合計	251	100%



現在、利用者がいる、過去にいた事業所が全体の31パーセントで、3割近い事業所に福祉サービス利用支援事業の利用者がいる状況である

2 成年後見制度利用者について

	回答数	%
①成年後見制度の利用者がいる	121	48%
②過去にいた	47	19%
③把握できていない	29	12%
④いない(無回答も含む)	54	22%
合計	251	100%

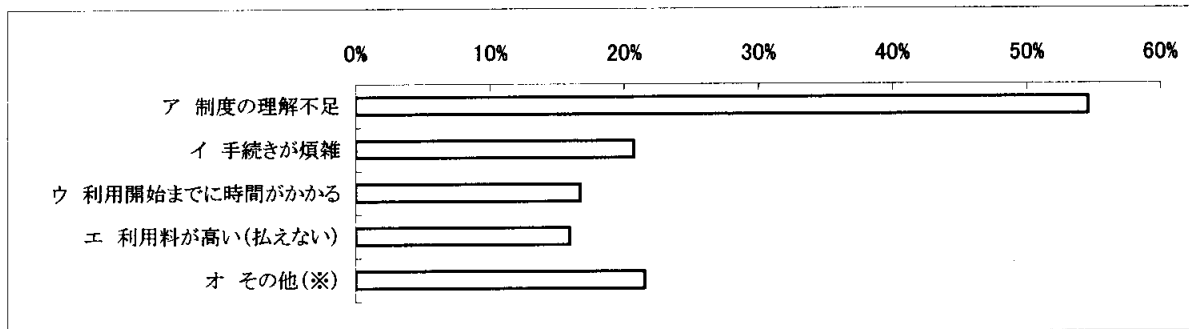


現在、利用者がいる事業所が48パーセントで全体の約半分であり、過去にいた事業所19%を加えると7割近い事業所で成年後見制度の被後見人がいる(いた)状況である。

3 両事業、制度の活用で困難な点は(複数回答)

①福祉サービス利用支援事業

	回答数	%
ア 制度の理解不足	137	55%
イ 手続きが煩雑	52	21%
ウ 利用開始までに時間がかかる	42	17%
エ 利用料が高い(払えない)	40	16%
オ その他(※)	54	22%



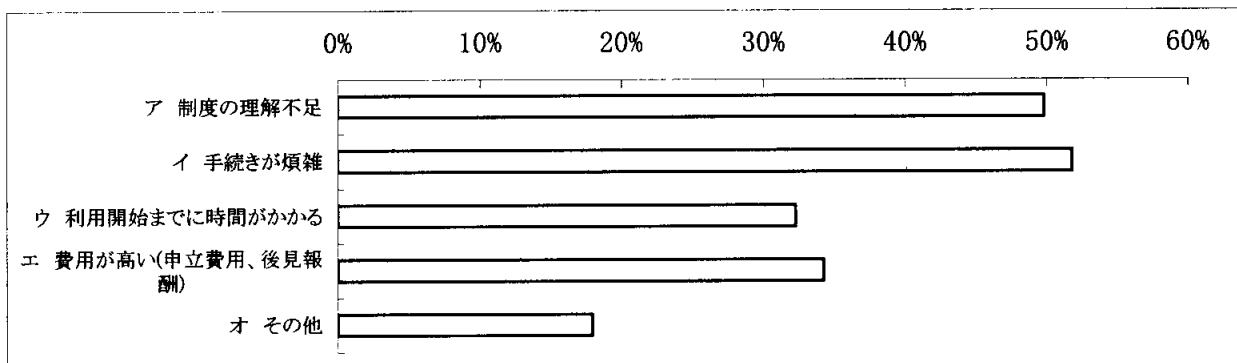
制度の理解不足が55%で全体の過半数を占め、契約に至らない理由の一つに挙げることができる。

その他(※)を選んだ主な理由・意見

現在のところ該当者なし。利用ニーズがない
利用者に説明しても、なかなか理解してもらえない。
対象者やサービス内容が限られている。

②成年後見制度

	回答数	%
ア 制度の理解不足	125	50%
イ 手続きが煩雑	130	52%
ウ 利用開始までに時間がかかる	81	32%
エ 費用が高い(申立費用、後見報酬)	86	34%
オ その他	45	18%



制度の理解不足、手続きが煩雑と答えた事業所は各々全体の半数を占め、また、利用開始までの時間がかかる、費用が高いと答えた事業所が各々約3割であった。いずれも、本制度活用の大きな課題であると言える。

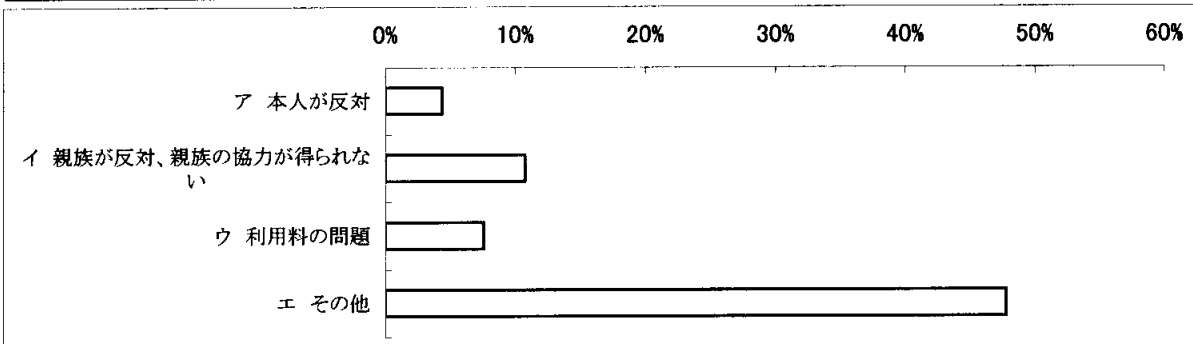
その他を選んだ理由・意見

家族が必要性を感じていない。
現在のところ該当者なし。利用ニーズがない。
選挙権など、本人の権利が侵害される部分がある。
後見人の確保が難しい。
家族に問題があり、利用までに結びつけない。
市長申し立てが中々進まない。

4 福祉サービス利用支援事業及び成年後見制度の利用に至らなかった理由(複数回答)

①福祉サービス利用支援事業

	回答数	%
ア 本人が反対	11	4%
イ 親族が反対、親族の協力が得られない	27	11%
ウ 利用料の問題	19	8%
エ その他	120	48%



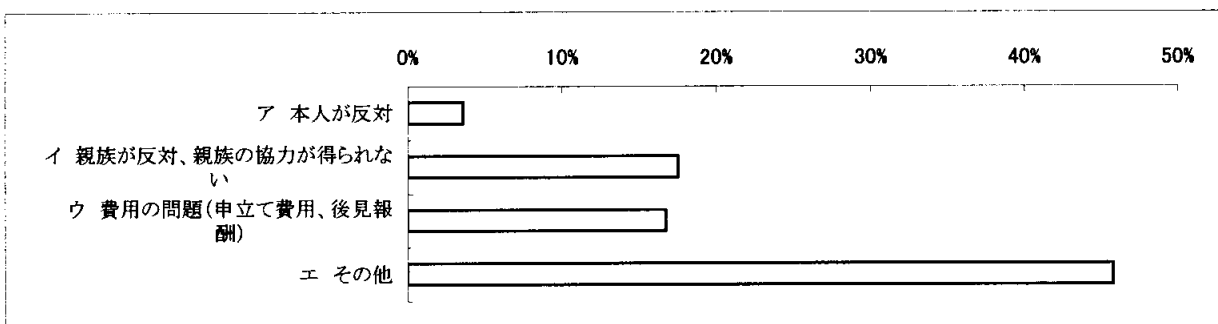
その他の意見が約半数を占め、利用者の意思や理解不足、家族が支援しているや家族が反対など家族との関係、利用しづらい、融通が利かないなど制度に対する課題など様々な意見があった。また、ニーズを感じていない事業所も散見された。

その他を選んだ理由・意見

現在のところ該当者なし。ニーズがない。
対象者やサービスが限られるため
ご本人の利用の意思がありませんでした。
制度の理解不足。
契約までに時間がかかる
利用料がかかるため。

②成年後見制度

	回答数	%
ア 本人が反対	9	4%
イ 親族が反対、親族の協力が得られない	44	18%
ウ 費用の問題(申立て費用、後見報酬)	42	17%
エ その他	115	46%



その他の意見が約半数を占め、制度のデメリット(選挙権の喪失など)、後見人選任まで長期間必要であること、制度の理解不足、家族の理解が得られないなどの意見があった。

その他を選んだ理由・意見

現在のところ該当者なし。ニーズがない。
互いに必要としないケースが多い。家族で十分対応できる。
手続きが煩雑で利用する事をためらってしまう。
制度の理解不足と必要性を強く思っていない。
デメリットな点もあり、利用に至らなかった。
家族の理解が得られない。
費用がかかるため。
時間がかかりすぎて断念した。

5 課題だと思うこと。(主なもの)

① 福祉サービス利用支援事業

職員、本人、ご家族等が支援事業について知識が無く、支援事業をもっと広める事が必要。
実践を基にした研修会、講習会の実施を望みます。
利用料金が高い。
利用開始までの時間がかかること。
受け皿の整備(人員不足)
生活支援員の育成。
担当職員(専門員、生活支援員)が少ない。
利用できる対象者の範囲が狭い。(身体的な障がいだけの方は利用することができない。など)
本人の理解が得られない。
ケアマネージャーが制度を知っていても金銭管理に関わる事に消極的な場合もある。
高齢者の認知症対応(許認する範囲)にも幅があり、社協職員によっても判断が違う面は否めない。
施設利用者にとってはなかなか使いにくく、もちろん利用者側(家族)からも申出ることではなく、施設側発信の利用には至っていない状況である。
利用が適切としても、家族等の了解を得る(介入)ことは困難と思われる。
事業を知っていても相談する所がわからなかったり、相談だけでも料金がかかるのではと心配されている方が多い。
医療行為の同意や、死後事務の執行ができないことが難点。
サービスの提供体制について、市町単位の社会福祉協議会でないため、地域や利用者とのなじみが薄く、利用しにくく、利用者の居住する市町が実施するサービス事業との連携が図りにくい。
担当職員の不正に対するチェックシステムに対する説明が不十分。
親族の了解や書類手続きが困難。
成年後見制度の分かりにくさ、使いづらさから、福祉サービス利用支援事業の利用の方にシフトしているように感じる。それが故に、利用希望者が増え、社協の方で対応に苦慮されてる面も見られる。
安心感はあるが、お金が必要な時、すぐにお金がもらえないことがあり、不便な面も見られる。

本人の利用意思、理解不足、使いにくい、融通が利かない、家族の理解が得られない、ニーズがないなどの意見が多かった。また、制度開始から10年が経過したが、制度の理解、周知などを求める声も多く、改めて周知やPRの必要性を看取することができる。

② 成年後見制度

申立から決定まで時間がかかった。
手続きが煩雑だと思うこと。
申し立て費用、後見報酬など費用がかかること。
申立費用、報酬の補助ができないか。
首長申し立てなど、市町行政が機能していない。
死後事務ができない。
手術等の医療行為の同意ができない。
家族からの理解が得られないために、進まないケースがある。
社会福祉協議会で法人後見業務を行えないか。
制度の内容が一般に十分周知されていない。
提出書類が複雑で多いこと。親族後見の場合は特に気軽に相談できる機関がほしい。
生活保護受給者は費用の面から利用できない。
制度周知が不十分。制度の内容を深く知る機会があまり無いので、研修等の機会がほしい。
ある程度理解力があっても、成年後見制度を使うと選挙権がなくなるのは問題だと思う。知的障がいがあっても1人の人間として当然の権利だから。
全国的に市民成年後見人育成の活動もあるが、成り手の絶対数は足りないと思われます。また後見人自身の業務負担も多く、ボランティアでは成り立ちにくいのではないか。
生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、市長申立受理後、成年後見制度利用支援事業を利用し助成金を受けるなど、手続きも煩雑で時間もかかるため、利用に至らない方も見られる。市の生活支援課との連携等で、申込者自身の手続き負担の軽減は出来ないものか。
問題のある親族が、後見人になることの問題。後見人による使い込みなど、結果として、本人の不利につながる。
後見人が行う財産管理に対して、監督人は年に一度程チェック(監査)を行っているようですが、もっと監査の頻度を増やしたほうが良いと思う。
後見人選任について家庭裁判所に異議を申し立てることができないことが疑問です。
障がいをもつ人の将来に渡っての支援が出来る「後見人」を探す事がとても難しい。何故なら本人をよく理解している人が少ない為である。
親が後見人になっている場合、親が先に亡くなるなど将来的に問題が生じる可能性が大きい。
申立人が四親等以内の広範囲の親族のため、扶養義務者でない範囲になる場合がある。現実の家族関係とあっていないのではないか。
後見人を選定後、後見人が自己破産しても自動的に裁判所が把握出来ない点。

申し立てから選任まで時間がかかること、費用(申し立て費用、後見報酬)の問題、手続きが煩雑などの意見が多い。また、制度開始から10年が経過したが、制度の理解、周知などを求める声も多く、改めて研修や講習の必要性を看取することができる。